



～相続税対策に有効な 一時払い終身保険～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー

村尾 法生



相続対策は、①「遺産分割対策(争族対策)」②「納税資金対策」③「節税対策」をバランスよく行うことが大切です。一時払終身保険とは、契約時に保険料を一回で支払う終身保険のことをいいます。一時払い終身保険はこれらの対策のすべてに活用できる効果的な方法です。

1. 一時払い終身保険を使った相続対策

- 1 遺産分割対策(争族対策): 死亡保険金の受取人を指定することで、争族(遺族が争う)を防止。
- 2 納税資金対策: 死亡保険金で相続税の納税資金を準備。
- 3 節税対策: 生命保険金の非課税限度額の活用により相続税が軽減。

2. 遺産分割対策(争族対策)として活用

1 遺産分割協議の対象外になる

遺産分割協議の必要がないため、受取人が単独で生命保険会社に手続きすれば保険金が支給されます。他の相続人の承認や印鑑は不要です。あげたい人にあげたい金額を確実にスムーズに渡すことが可能です。また、借金などが多く相続放棄をした場合でも保険金を受け取ることができます。

2 不動産の共有を解消する代償分割の資金に利用できる。

代償分割とは、不動産を相続した相続人が、その代わり(代償)として、金銭を他の相続人に渡す方法です。不動産を相続する相続人を、生命保険金の受取人にしておくことで、代償分割の資金に利用することができます。

3. 納税資金対策として活用

相続税の納税は、相続税の申告期限(相続から10ヶ月後)までに、金銭で一括払いするのが原則です。生命保険は、相続税の納税資金の確保にうってつけといえます。

4. 節税対策として活用

受け取った生命保険金のうち一定の額(非課税限度額)については相続税の課税がされません。銀行預金で残しておくよりも生命保険として残すほうが節税になります。

生命保険金が非課税限度額 = 500万円 × 相続人の数

(例) 相続人が3人なら500万円×3人(相続人)=1500万円

5. 資産形成にも活用できる

解約返戻金額が払込保険料額を上回るまでの期間が短いため、資産形成にも活用できるといえます。利率の高い米ドルや豪ドルなどの「外貨建て一時払い終身保険」も資産運用の手段といえます。外貨建てなので為替レートにより元本割れするリスクがあるので、余剰資金やリスクを取ってでも資産を増やしたい人にとっておすすめです。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp